

# 赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施要綱

令和4年4月1日

要綱第2号

改正 令和6年1月30日 要綱第1号

令和6年3月12日 要綱第3号

## (目的)

第1条 この要綱は、赤い羽根共同募金の助成を受け高梁市共同募金委員会が、地域福祉の充実を図るため、地域の活動拠点における住民相互のふれあい活動等を支援することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) ふれあい活動とは、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）や福祉活動団体が開催する交流、情報交換等を目的とした活動という。
- (2) 居場所づくり活動とは、年齢に関係なく人や地域とつながりが持てる活動をいう。
- (3) 安心・安全なまちづくり活動とは、地域の自主防犯・防災のための声かけ見守り等の社会的孤立を防止するための活動をいう。

## (助成対象団体等)

第3条 助成の対象とする団体等は、地区社協又は民間の活動団体とする。

2 助成団体は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 高梁市内に活動の拠点を置いていること。
- (2) 原則1年以上の継続した活動が見込めること。
- (3) 団体等の運営が住民を主体とした組織で、自主性、自立性を有すること。
- (4) 事業計画が明示され、予算・決算等の会計状況が明らかであること。

## (助成対象活動)

第4条 助成の対象とする活動（以下「助成対象活動」という。）は、年間を通じて行われる活動で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地区社協が推進するふれあい活動
- (2) 居場所づくり活動
- (3) 安心・安全なまちづくり活動

2 一の団体が同一年度に申請できるものは、前項各号のいずれかの一つとする。

## (助成金の交付等)

第5条 助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内とする。

2 前条第1項各号に掲げる助成金の助成区分、助成要件、助成基準額及び助成限度額は、別表のとおりとする。

## (実施期間)

第6条 助成対象活動の実施期間は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

## (助成対象外活動等)

第7条 助成の対象とならない活動等は、次に該当するものとする。

- (1) 介護保険の対象となる活動
- (2) 同内容の他の助成を受けている活動
- (3) 政治活動、宗教活動、営利を目的として行う活動

(申請方法)

第8条 申請を希望する団体等は、所定の様式により、助成申請書等（様式第1号、様式第2号及び様式第2号の2）に必要な事項を記入のうえ、高梁市共同募金委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成交付の決定)

第9条 会長は、助成金の申請があったときは、申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成の周知)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、実施する活動について、赤い羽根共同募金の助成を受け実施している旨を明示又は周知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書等（様式第4号、様式第5号及び様式第5号の2）に必要な事項を記入し、活動内容のわかる写真等を添付のうえ、会長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（令和4年要綱第2号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の規定によって処分、手続その他の行為については、改正後の要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（令和6年要綱第1号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年要綱第3号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

助成区分		助成要件	助成基準額	助成限度額
第1号	活動費助成	運営費 ・地域のだれもが参加できる活動であること。 ・年度内に4回以上定期的に開催すること。	3,000円× 開催回数	36,000円以内
		資材費 ・活動に必要とする資材や被服等の購入		30,000円以内
第2号	活動費助成	子どもの居場所づくり ・子どもが気軽に参加できる活動であること。 ・様々な地域住民が参画できる活動であること。 ・年度内に6回以上定期的に活動すること。	2,000円× 開催回数	24,000円以内
		大人の居場所づくり ・様々な地域住民が参画できる活動であること。 ・年度内に6回以上定期的に活動すること。 ・立ち上げのための初期費用（資材購入）		30,000円以内
第3号	活動費助成	運営費 ・地域住民を対象に、声掛け見守り活動等をしていること。 ・年度内に6回以上定期的に活動すること。	1,500円× 活動回数	15,000円以内
		資材費 ・活動に必要とする資材や被服等の購入		50,000円以内